

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成21年10月30日21財第823号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）中、文書の表題等のうちの文書の表題及び面談日の情報、やりとりの表題のうちの直轄事業負担金制度の改革、自動車関係諸税に係る暫定税率の取扱い及び福岡空港の過密化対策に係る情報の部分は、開示すべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、福岡県知事が平成21年10月14日に東京都内で国土交通大臣と面談した際に、同席した福岡県知事の随行者である実施機関の職員が、本件面談における面談内容の概要をとりまとめたもので、文書の表題、面談の日時及び場所、本件公文書の取扱上の注意書き並びにやりとりの表題及びその要旨が記録されたものである。

実施機関は、本件公文書に記録されている情報について、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第3号及び第4号に該当するとして、条例第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

（1）異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

（2）異議申立ての経過

ア 平成21年10月15日付けで、異議申立人は、実施機関に対し条例第6条第1項の規定に基づき本件公文書の開示請求を行った。

イ 平成21年10月30日付けで、実施機関は、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成21年12月21日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- （1）非開示決定通知書の記載は異議申立人の請求内容を捻じ曲げている。同記載は「平成21年10月14日東京都内での麻生福岡県知事と前原国土交通大臣との

- 面談に係る記録」と記されているが、異議申立人が公開請求した公文書は「特に福岡空港滑走路増設問題での両者のやりとり」の会議速記録の全部である。このような改竄には問題をすり替える恣意的意図さえ感じられ悪質である。
- (2) 実施機関は、非開示理由として、税制問題等を述べているが、私が開示請求したのは福岡空港滑走路問題に関するものだけである。税制問題等が非開示の理由になっているのはおかしい。
 - (3) 面談が非公開であるから、面談の記録が非開示になることにはならない。麻生福岡県知事は面談直後に記者会見を開いて、麻生福岡県知事が記憶した前原国土交通大臣とのやりとりを公表したのであるから、公文書は非開示とされる性質のものではない。
 - (4) 民主党政権に対する配慮は無用である。前原国土交通大臣が重要閣僚の一人であることと今回の非開示決定処分はどういう関係があるのか。面談が実施困難になることを危惧する前に、今回の非開示決定処分により失墜した県民との信頼関係修復が先決である。
 - (5) 非開示処分理由では、麻生福岡県知事が記者会見している福岡空港滑走路増設問題についての麻生福岡県知事と前原国土交通大臣との「やりとりの速記録」の開示が、なぜ「相互の信頼関係を損ない、今後の地方行財政の運営に支障を及ぼすおそれがある。」ことになるのかを全く説明していない。
 - (6) 航空産業の拠点化に向けた企業誘致活動に関する情報が含まれていることを非開示理由としていることについて、仮に企業名等がある場合には、名称のみを伏せ字にして他の部分は公開するのが法の趣旨であるから、これを理由に非開示を主張できないのは当然である。重要な県政情報を隠匿した上で遂行される事務や事業が県民福祉向上に繋がるのか。「適正な遂行」を判断するのは行政機関ではなく、主権者である県民である。
 - (7) 正確性に欠けるという説明は、非公開の理由にならない。
 - (8) 現時点で面談の記録に正確性がないのであれば、いつ正確なものになるのか。正確なものにしてから開示すべきである。また、県民が事後的に検証するには開示を受けるしかないが、どのような状況になれば開示できるのかを示してほしい。
 - (9) 福岡市に情報公開請求して入手した「福岡県と福岡市との行政連絡会議協議資料」（平成21年10月11日）によると、前原国土交通大臣は、平成21年10月1日の記者会見で福岡空港滑走路増設問題に関し、福岡県は北九州空港を活用していくとの方針を持っているとの認識を示していると記載されている。しかし、平成21年10月15日の朝日新聞記事では「福岡空港増設国交相お墨付き」と題する記事が掲載された。その記事によると、会談後の記者会見で麻生福岡県知事は、前原国土交通大臣が福岡空港について「能力をアップしなければならないことはよく分かっている。」「今までの方向で進めていこう。」と述べたとし、

「具体的にいうと、滑走路の増設で、非常にはっきりした方針だった。」と実現に期待感を示したとしている。そこで、前原国土交通大臣が述べたとされる「今までの方向」とは福岡空港滑走路増設のことなのかについて、県民は前原国土交通大臣の発言を知り、会談を検証する権利がある。

- (10) 国にも開示請求をしているが、国の開示文書によると、麻生福岡県知事との面談の目的は10分程度の「大臣就任あいさつ」としているが、福岡県はその目的を「意見交換」であるとしており、国と県の双方の認識が異なるのはおかしい。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 平成21年10月14日(水)東京都内において、麻生福岡県知事が全国知事会長として前原国土交通大臣と、直轄事業負担金制度の見直しなど直面する様々な課題について、率直な意見交換を行うため、トップ同士による非公開の面談を行ったものである。その際、あわせて福岡県知事として福岡空港の過密化対策及び北九州空港の活用強化についても意見交換を行ったものである。
- (2) この面談は、上記諸課題について忌憚のない意見交換を行い大臣の意のあるところをできる限り引き出せるよう、知事側が随行者1名、大臣側も秘書官のみが陪席する形で、非公開を前提に行われた機密性の高いものである。
- (3) 面談の記録は、本県の陪席者が当日のやりとりを備忘録として、面談後に記憶している範囲内でメモとして残したものであり、正確性に欠ける。
- (4) 未確定な段階にある直轄事業負担金制度の見直し、自動車関係諸税に係る暫定税率の取扱いに関する情報などを開示することにより、県民の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせるおそれがある。

福岡空港の過密化対策及び北九州空港の活用強化に関する意見交換においては、航空産業の拠点化に向けた企業誘致活動に関する情報が含まれており、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (5) 前原国土交通大臣は元民主党代表であり重要閣僚の一人である。

上記のとおり本来、率直かつ忌憚のない意見交換を行う貴重な機会である本件面談は、互いに公開しないことを暗黙の前提としている。その備忘録に過ぎない記録をたとえ一部であれ開示すれば、新政権の地方全体に対する信頼を著しく毀損し、無用な警戒心を与える結果、以後の面談実施が困難になる、又は実施されるとしても形式的なものとなるおそれがある。

- (6) 上記の理由により、この正確性に疑義のある面談の記録を公にすれば、今後このような面談の実施が困難となり、福岡県だけではなく地方全体の行財政運営に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第1項第3号及び第4号に該当する。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の特定について

異議申立人は、「非開示決定通知書の記載は「平成21年10月14日東京都内での麻生福岡県知事と前原国土交通大臣との面談に係る記録」と記されているが、異議申立人が公開請求した公文書は「特に福岡空港滑走路増設問題での両者のやりとり」の会議速記録の全部である。このような改竄には問題をすり替える恣意的意図さえ感じられ悪質である。」として、実施機関の本件公文書の特定は妥当ではないと主張していることから、以下判断する。

条例第5条では、公文書開示請求の対象は、「公文書」とであると規定しており、公文書の特定については最高裁判決においても「・・・記録されている情報の面から公開を請求する公文書を特定した場合であっても、当該公文書のうちその情報が記録されている部分のみが公開の請求の対象となるものではなく、当該公文書全体がその対象となるものというべきである。・・・」（平成17年6月14日第3小法廷判決 平成13年（行ヒ）第263号 県営渡船情報非公開処分取消請求事件）と判断されているところである。

実施機関が特定した本件公文書には、異議申立人が開示を求めた福岡空港滑走路増設問題に関する意見交換に係る面談内容の概要の記録が含まれていることから本件請求に対応するものであり、上記判決の判断に照らすと、本件情報を含む他の情報も記録された本件公文書全体がその公文書特定の対象とされるものであるため、実施機関が行った公文書の特定は妥当であると認められる。

(2) 本件公文書の性格及び内容について

福岡県知事は、平成21年10月14日、東京都内で国土交通大臣と面談し、政権交代により政策の見直しが図られる中、地方行政に大きな影響を与える直轄事業負担金制度の改革や自動車関係諸税に係る暫定税率の取扱いなどの重要な課題について意見交換を行った。

本件面談は、福岡県知事が全国の知事を代表する立場にある全国知事会長として行ったものであるが、その際、あわせて、福岡県知事としての立場から福岡空港の過密化対策などの課題についても意見交換を行った。

また、本件面談の実施については、事前に公表されておらず、福岡県知事には随行者（実施機関の職員）1名、国土交通大臣には秘書官のみが同席した。

本件公文書は、本件面談における面談内容の概要を福岡県知事の随行者がとりまとめたもので、文書の表題、面談の日時及び場所、本件公文書の取扱上の注意書き並びにやりとりの表題及びその要旨が記録されている。

(3) 開示・非開示の判断

ア 条例第7条第1項第4号（行政運営情報）該当性について

(ア) 条例第7条第1項第4号は、県等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを非開示とすることとしている。そして、本号に規定する「支障のおそれ」の「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(イ) 実施機関は、本件面談は公開を前提とせず両者間で忌憚のない意見交換を行ったものであり、面談の記録を一部でも開示すれば国との間で面談実施が困難になることを理由に、本件公文書に記録されている情報全体が条例第7条第1項第4号に該当するとして本件決定を行っているので、本件公文書に記録されている情報全体の同号該当性について、以下判断する。

a 本件面談は、政権交代直後に設定されたものであるが、政策の見直しが図られ、地方行政に大きな影響が生じかねない状況の中、福岡県知事が、本県を始めとする全都道府県を代表する全国知事会長としての意見交換とあわせて本県関連の事務事業についても国土交通大臣と意見交換を行ったものである。

一般に、このような極めて枢要な地位にある者同士が他者をほとんど交えずに面談を行う場合、自らの立場と相手側の立場を勘案し、両者を取り巻く諸情勢を踏まえながら、最善の政策が実現される方向に向け、率直な意見交換が行われるものである。

b 本件公文書を見ると、福岡県知事は、国土交通大臣と直轄事業負担金制度の改革や自動車関係諸税に係る暫定税率の取扱いなどの全国知事会としての重要な課題について意見交換を行い、あわせて、福岡県知事としての立場から福岡空港の過密化対策などの課題についても意見交換を行っていることが認められる。

さらに、両者の発言内容には、国土交通省と関係省庁との調整による解決を待つべき課題も含まれ、随所に国との関係上機微にわたるものがあることが認められる。

なお、実施機関に確認したところ、本件公文書は実施機関の立場で職員の記憶のみに基づき作成しており、国土交通省との間で記録内容について確認を行っていないとのことである。

c したがって、本件公文書が公になると、国との信頼関係を損ない、以後の面談実施が困難となったり、実施されたとしても双方の議論が形式的なものになり、率直な意見交換が困難になるなどのおそれがあると認められることから、本件公文書に記録されている情報全体は、基本的に条例第7

条第1項第4号に該当すると認められる。

(ウ) 次に、本件面談に関しては、福岡県知事が面談日と同日に東京都内において実施した本件面談に係る記者会見の概要が全国知事会のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載され、開示決定の時点で既に公になっていることから、本件公文書に記録された情報の部分開示の可否を、文書の表題等、やりとりの表題及びその要旨のそれぞれについて、以下判断する。

a 文書の表題等について

当該情報は、文書の表題、面談の日時、面談の場所及び本件公文書の取扱上の注意書きである。

当該情報のうち、文書の表題及び面談日に係る情報の部分については、ホームページでの情報によって、開示決定の時点で既に公になっていることから、これらを開示しても国等との信頼関係を損なうおそれがあるとは認められないため開示すべきである。

b やりとりの表題について

当該情報は、本件面談に係る課題ごとに付されたやりとりの表題である。

当該情報のうち、直轄事業負担金制度の改革、自動車関係諸税に係る暫定税率の取扱い及び福岡空港の過密化対策に係る情報の部分については、ホームページでの情報によって開示決定の時点で既に公になっていることから、これらを開示しても国等との信頼関係を損なうおそれがあるとは認められないため開示すべきである。

c やりとりの要旨について

当該情報は、本件面談のやりとりの要旨であり、対話形式で記録されている。

当該情報とホームページでの情報には一部重複した部分があることが認められるが、それは文節単位的一致であり、仮に一致する部分を機械的に開示すると、原文の文意を正しく伝えられないこととなると同時に非開示とした発言部分について誤った推測をされるおそれがあることから、そのような部分開示は適当ではない。

イ 条例第7条第1項第3号（審議・検討等情報）該当性について

実施機関は、本件公文書の条例第7条第1項第3号該当性も主張しているが、本件公文書に記録された情報のうち、文書の表題及び面談日の情報並びに直轄事業負担金制度の改革、自動車関係諸税に係る暫定税率の取扱い及び福岡空港の過密化対策に係るやりとりの表題に係る情報の部分は、ホームページでの情報によって開示決定の時点で既に公になっていることから、同号に該当しないことは明らかである。

なお、やりとりの要旨については、条例第7条第1項第4号に該当し非開示

が妥当であると認められるため、同項第3号該当性については判断を行う必要はない。

7 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件開示請求を行った経緯、面談の目的についての国と県での認識の相違、県政に対する意見等について種々主張しているが、当審査会は、実施機関が行った非開示決定等の妥当性を判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。